

5 1. 社会貢献目的定期預金

(2016年3月16日現在)

1. 商品名と概要	<p>社会貢献目的定期預金</p> <p>〔愛称:ろうきん ふれ愛預金〕</p> <p>地域の社会福祉施設などの支援を目的として、定期預金（預入期間1年）店頭表示金利の70%相当の金利を設定し、金利差の30%相当額を当庫より各県の福祉団体、福祉施設、NPO団体などへ寄付をおこなう預金です。</p>
2. ご利用いただける方	個人および団体のお客さま
3. 預金種類	スーパー定期、大口定期預金
4. 期 間	1年
5. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期・・・1万円以上1000万円未満 ・大口定期・・・1000万円以上
(3) お預け入れ単位	1万円以上1円単位
6. 払い戻し方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払い戻しいたします。
7. 満期時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・元金利息自動継続方式または元金自動継続方式とし、満期後も「社会貢献目的定期預金」として取扱いをおこないます。 ※期日指定、非自動継続のお取扱いはいたしておりません。
8. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期、大口定期預金の店頭表示金利から30%を減じた利率を満期日まで適用いたします。 ※金利設定計算方法：店頭表示金利×(1-0.3)とし、小数点第4位を繰り上げます。
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 * マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ・団体のお客さま・・・総合課税（ただし、公益法人等の場合は非課税）
10. 手数料	—

11. 付加できる特約条項	個人のお客さまは以下のお取り扱いができます。
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。
12. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	契約時の金利に基づく定期預金中途解約レートを適用します。
13. 寄付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期預金（預入期間1年）店頭表示金利との金利差の相当額と当庫からの拠出金を加算し、東北6県内の福祉団体、福祉施設、NPO団体などへ寄付いたします。
14. 寄付団体決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県に設置する「寄付選定委員会」で毎年決定いたします。
15. 寄付計算基準日 寄付実施日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付計算基準日を毎年9月末とし、翌10～12月に寄付を実施します。
16. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。
17. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
18. 苦情処理措置 （ろうきんへの相談）	<p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http:// www.tohoku-rokin.or.jp</p>
19. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の</p>

	<p>弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
20. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 上乗せ金利等特別商品との併用のお取扱いはいたしていません。・ 寄付金控除の対象とはなりません。また、寄付の明細等の発行はいたしていません。

東北労働金庫